

広島市東区選挙管理委員会告示第20号

令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所在地	期 間
広島市東区役所3階 第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町 9番38号	令和7年10月24日から 同年11月 8日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁目 1番18号	令和7年10月24日から 同年11月 8日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和7年11月 5日から 同年11月 7日まで 午前10時から午後8時